

大阪公立大学 研究データの管理・公開に関する実施方針

1. 目的

公立大学法人大阪 データポリシーを踏まえ、大阪公立大学（以下、「本学」という。）における研究データ管理と公開の原則及び研究者の責任と役割について基本的な考え方を以下のように定める。

2. 定義

2-1. 研究者

本学に所属するすべての役員、教職員（非常勤を含む。）、研究員、特別研究員その他これらに類する者並びに本学の大学院の課程また又は学士課程に在学する学生、研究生、科目等履修生、特別履修生、特別研究生、研修生、聴講学生、特別研究生、海外交流学生、海外訪問学生等の本学において修学する者であって、本学において研究活動を行う者をいう。

2-2. 研究データ

本学の研究活動の過程で研究者によって収集又は生成されたデータ。研究素材として収集又は生成した一次データだけでなく、それらを分析・処理して作成された加工データや解析データ等も含む。またそれらデータを説明する資料も含む。形態としては、数値、画像、テキストなど、あらゆる形態が含まれる。媒体はデジタル・非デジタルを問わない。また、研究者が以前に在籍した機関で収集又は生成され、本学へ移譲する手続きが適切に行われたデータも含まれる。

2-3. 研究データ管理

研究データの取扱いに関わる研究前、研究中及び研究終了後の一連の行為のことをいう。

2-4. 作成者

研究データを収集又は生成（分析・加工も含む）した研究者（グループ研究の場合はその研究グループ）。

2-5. 研究データ管理責任者

作成者の中で、研究データの適切な管理について責任を持つ研究者。

2-6. 利用者

研究データを利用する者。

2-7. 公開

利用者を限定せず研究データの利用を許可する一般公開（Publish）と、限定された利用者にのみ利用を許可する共有（Share）の両方を合わせた概念。

3. 適用範囲

本実施方針は、本学において研究活動を行う全ての研究者に適用する。

4. 研究データ管理の原則

4-1. 権限

作成者及び研究データ管理責任者は、特段の定めがある場合を除き、研究データを利用する権限（以下、「研究データ利用権限」という。）及び研究データの保存・利用条件をコントロールできる権限（以下、「研究データ管理権限」という。）を有するものとする。特に、研究データ管理責任者は、研究データ管理権限を移譲することも可能とする。ただし、将来的な研究において制約を受けるような移譲は行ってはならない。

また、研究者と組織が果たすべき義務を遂行するために、国や国際的な研究倫理指針又は本学及び部局等が定める規程等において、その権限を一部制限する場合がある。

4-2. 管理

- 1) 研究データ管理責任者は、研究データ管理を行う研究組織を明確にしなければならない。研究組織は個人であっても複数の研究者からなる研究グループであってもよい。
- 2) 研究データ管理責任者は、研究開始前に、具体的な研究データ管理方法を記載した研究データ管理計画を作成するものとする。なお、研究データ管理計画については、研究活動の状況に応じて適宜修正を行うこと。
- 3) 研究データ管理責任者は、本学以外の研究者と共同研究を行う場合、研究中及び研究後の研究データの適切な管理方法や権限等について、事前に協議して合意を得ておくものとする。
- 4) 研究データ管理責任者は、研究データの信頼性、完全性、トレーサビリティなど、研究データの品質確保に努めるものとする。
- 5) 研究データは、研究中においては、研究データ管理責任者の下、作成者によって安全に保管されなければならない。

学外の機関が運営するクラウドサービスについては、学内の情報セキュリティ規則及び情報セキュリティ実施手順を満たすストレージサービスを利用しなければならない。例えば、GakuNin RDM の利用が望ましい。

6) 研究データは、研究終了時に、研究終了後も保存する研究データ、破棄する研究データと非管理データに分類し、破棄する研究データについては適切に破棄しなければならない。特に、個人情報保護・機密保持等の観点から公開に制限がある場合や、公開によって第三者の権利を侵害する恐れのある研究データは、保存するか、又は適切に破棄しなければならない。

7) 保存する研究データの範囲及び保存期間は、各分野における法的及び倫理的要件、研究者コミュニティ、本学及び部局等での標準等を鑑みて、研究データ管理責任者が決定するものとする。ただし規程等で特段の定めがある場合はそれに従うものとする。

8) 保存する研究データは、発見可能かつ必要に応じて再利用が可能な形で保存されなければならない。具体的には、データの名称・作成者・作成日・概要等のメタデータを付与し、必要に応じて検索可能な状態で保存する。

9) 保存期間の過ぎた研究データは、破棄、移譲、又は公開等を決定し、適切に実施する。

10) 研究データ管理責任者は、研究プロジェクトが終了した場合もしくは自身が退職等により本学で研究活動を行わなくなった場合は、関係者と協議の上、研究データ管理権限を学内の適切な研究者に移譲するか、又は作成者が保持し続けるかについて決定し、適切に実施しなければならない。そのためには、研究後の管理権限について研究開始前に計画することが望ましい。

11) 研究データ管理権限を移譲する手続きが適切に行われなかった研究データに関しては、本学と部局等で協議の上、研究データ管理権限を含む全ての権限が本学又は部局等に移譲されたものとする。また、本学又は部局等は、在籍している研究者に研究データ管理権限を引き継ぐように指示できる。

12) データの管理について、1) から 11) に関わらず、個人情報保護法及び関連法令やその他法令、各分野における研究倫理規程、本学の規程、研究開始時における契約等に特段の定めがある場合は、その定めに従うものとする。

4-3. 公開

1) 研究終了後の研究データは、オープン・アンド・クローズ戦略の判断に基づいて適

切に公開するものとし、公開に際しては FAIR 原則に則るものとする。なお、研究
中の研究データであっても公開することが有用であると判断できるものについて
は、公開することができるものとする。

- 2) 公開する研究データについては、1)の考え方を踏まえた上で、各分野における法的
及び倫理的要件、研究者コミュニティ及び本学での標準等を鑑みて研究データ管理
責任者が決定するものとする。その際、わが国の安全保障や本学の研究競争力と研
究データ公開による国際的貢献とのバランスを考慮するものとする。ただし、個人
情報保護・機密保持等の観点から公開に制限がある場合や、公開によって第三者の
権利を侵害する恐れのある場合は、非公開（公開対象外）とする。
- 3) 非デジタル形式の研究データは、公開のために可能な限りデジタル化することを推
奨する。この場合のデジタル化は、研究データの現物そのものをデジタル化する方
法と、現物の所在等を示すメタデータをデジタル化する方法のいずれでも差し支え
ない。
- 4) 公開することが適当とされた研究データは、適切なメタデータを付してインターネ
ット上に公開するものとする。また、永続的に公開する場合は、永続的識別子を付
して公開することを強く推奨する。
- 5) 研究データを公開する際には、適切なライセンス情報を付し、利用者にはその遵守
を求めるものとする。
- 6) デジタル形式の研究データの公開に際しては、信頼できるデータリポジトリを利用
することを推奨するが、その利用を強要するものではない。特に、いかなる方法で
あっても、公開する場合には、将来的な研究において制約を受けることがないよう
に注意すること。
- 7) データの公開について、1) から 6) に関わらず、研究開始時における契約等、特
定の定めがある場合は、その定めに従うものとする。

5. 本学の役割と責任

- 1) 公立大学法人大阪データポリシーに従って、研究者が適切な研究データ管理及び公
開を実現できるよう、本学は部局等と協力して以下のような支援を行う。
 - (a) 研究データ管理・公開に関する周知、法務又は契約関連等を含む各種アドバイス、
教育研修等、研究者に必要な支援を関連部局等と協力して提供する。
 - (b) 本実施方針を構成員に正しく実施させる。そのための活動を実施・支援する。
- 2) 専攻、研究室等において、公立大学法人大阪データポリシーの主旨及び本実施方針
を尊重した上で、部局等内の分野の特性等に応じて研究データ管理・公開に関して

独自の規程等を策定することは、これを妨げない。

6. その他

社会状況や学術状況の変化あるいは法及び倫理的要件の変化、公立大学法人大阪データポリシーの改訂に応じて、適宜本実施方針の見直しを行う。

附則

1. この方針は令和7年3月24日から実施し、実施の際に現存する研究データから適用する。ただし、学生が作成者である研究データについては、当該学生の入学が令和7年度以降のものに適用する。

【別紙】大阪公立大学 研究データの管理・公開に関する実施方針の解説

(1) 研究者の範囲

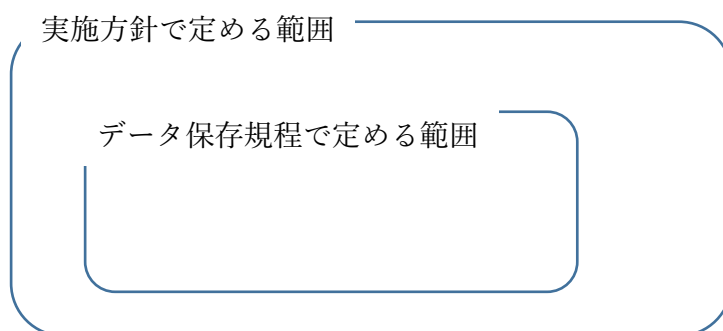
実施方針では、研究者の定義を、「本学に所属するすべての役員、教職員（非常勤を含む。）、研究員、特別研究員その他これらに類する者並びに本学の大学院の課程または学士課程に在学する学生、研究生、科目等履修生、特別履修生、特別研究生、研修生、聴講学生、特別研究生、海外交流学生、海外訪問学生等の本学において修学する者であって、本学において研究活動を行う者をいう。」と定義している。しかしながら、どの範囲までを実施方針における「研究者」とするかについては、研究分野の特性や研究データの特質、研究の実施体制等により異なるものと考えられる。そのため、部局等において適切に適用範囲を定めることが望ましい。

(2) 研究データの適用範囲（実施方針における研究データと研究成果として外部に発表する論文等に用いられた研究データとの関係）

大阪公立大学研究データ等の保存に関する規程（令和4年3月31日規程第97号。以下「データ保存規程」という。）においては、「研究活動において収集又は生成された資料又は物的試料等のうち、研究成果として外部に発表する論文等に用いられたもの」を「研究データ等」として対象としているが、本実施方針が扱うのは、研究データ管理という、研究の開始から終了までのプロセス全体についてであるため、研究データも、発表のものとなったものに限らず、研究途中のものや、成果発表に直接結びついていないものまで、広く対象とする。

なお、どのような研究データを適用範囲とするかは、研究分野の特性や研究データの特質により異なるため、部局等において適切に適用範囲を定めることが望ましい。

※ 研究データの適用範囲のイメージ



※ 研究データの例

研究素材として収集又は生成・観測された一次データ

- ・ 一次データ等を加工あるいは情報追加して生成されたデータや一次データ等を分析して生成したデータ等
- ・ 上記データの収集や生成の段階で作成された記録（実験ノート、フィールドノート、質問票等）
- ・ 研究成果（論文や講演資料等）に記載された情報の根拠データ
- ・ 研究に用いられた有体物等（試料、標本等）

（３） 研究データ管理の内容

実施方針における「研究データ管理」とは以下の活動を指す。なお、研究データ管理について、分野特有の規定や慣例がある場合は、部局等の実施要領等で定めることとする。

- ・ 研究データ管理計画の策定とその計画に従った管理、研究計画変更に伴う研究データ管理計画の修正
- ・ 研究中の研究データの収集、生成（分析・加工も含む）及び保管
- ・ 研究終了時の研究データの保存・廃棄の選別、保存期間の設定・延長及び第三者の閲覧や利用の可否とその利用要件等の設定並びに保存・破棄の適切な実施

（４） 研究データの管理

研究データは、個人情報保護法、知的財産法やその他法令などをはじめ、各分野における研究倫理規程、本学の規程や契約等の定めを遵守した上で、FAIR 原則に従った利活用を見据えて、保存すること。また、研究プロジェクトが終了時（異動・退職を含む）は、研究データ管理計画、大阪公立大学研究データ等の保存に関する規程や部局等が定めるガイドライン等を参照し、研究終了後も保存する研究データと破棄する研究データ・非管理データに分類し、適切に保存又は破棄しなければならない。

※ 関連する法令等・学内規則などについて（例）

- ・ 特許法（学内：公立大学法人大阪知的財産権取扱規程）
- ・ 著作権法
- ・ 不正競争防止法

- ・ 個人情報の保護に関する法律（学内：公立大学法人大阪における個人情報の取扱い及び管理に関する規程）
- ・ 外国為替及び外国貿易法（学内：大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校安全保障輸出管理規程）
- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・ 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）
- ・ 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範
- ・ 大阪公立大学研究公正規程
- ・ 大阪公立大学研究データ等の保存に関する規程
- ・ 公立大学法人大阪情報システム規程
- ・ 外部機関との秘密保持契約や外部事業者からデータを入手する際の利用規約など
- ・ （外国との交流の場合）外国の知的財産法や個人情報の保護に関する法規など

※ FAIR 原則について

FAIR とは、「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の略であり、FAIR 原則は現在オープンサイエンス推進にあたり、最低限でありながら広範囲に通用する原則として広く承認されている。

出展：FORCE11: THE FAIR DATA PRINCIPLES (2016).

<https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>,

NBDC 研究チーム(訳)、"FAIR 原則（「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳）"

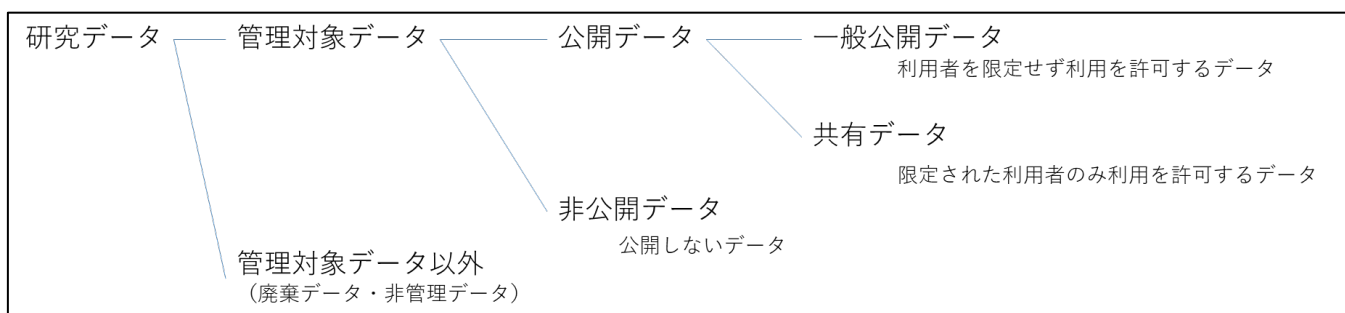
(2019). <https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

（５） 研究データの公開

実施方針における「公開」とは、保存する研究データを、利用者を限定せず利用を許可する「一般公開」と限定された利用者のみ利用を許可する「共有」を含む概念とする。

「公開」しない場合は「非公開」となる。

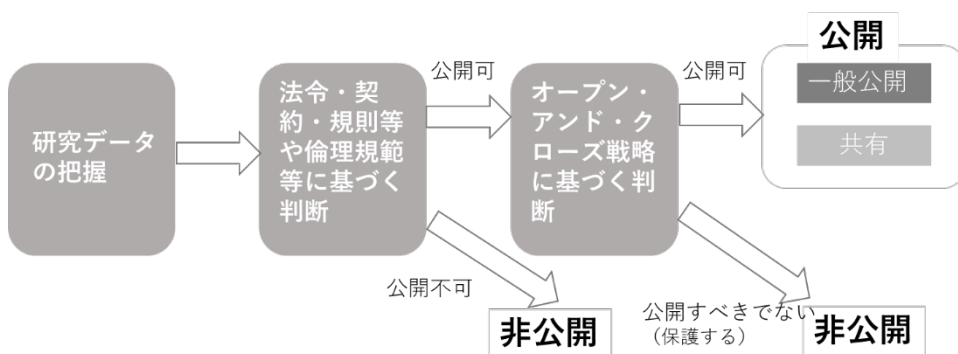
※ 研究データの管理・公開・非公開の分類



研究者は、関連法令、契約、本学が定める規則等、各研究分野において要求される倫理規範等を遵守し、研究データの公開方法、公開範囲、公開条件、公開時期、ライセンス等について、適切に決めなければならない。なお、法的・倫理的観点から公開できると判断された研究データであっても、研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在するため、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき、戦略的に公開の可否を判断しなければならない。

【参照】「研究データの公開・利用条件表示ガイドライン ver.1.0」

※ 研究データの公開可否の判断フロー



【オープン・アンド・クローズ戦略の判断】

職務発明及び職務発明に関連する研究データや、研究の発展や研究成果の社会実装等において高い価値を有し、利用許諾（ライセンス）の対象となり得るデータが、知的財産として保護されるためには適切に管理されることが不可欠であり、研究者は、こうした保護の可否についても検討したうえで、研究データの管理について決定しなければならない。